

公益財団法人京都伝統産業交流センター
令和7年度事業計画

1 伝統産業に関する振興及び啓発事業

(1) 未来の担い手・使い手の育成に関する取組

ア 子どもたちのための伝統産業・伝統工芸体験事業

文化・観光施設、公共施設、教育・学習施設等において、次代を担う子どもたちを対象に、伝統産業の生産組合等と連携し、職人の指導の下、伝統産業・伝統工芸の制作体験事業を行います。

イ 学校における伝統産業授業の活性化支援

学校における伝統産業授業の活性化を支援するため、授業への伝統産業の職人や財団職員の派遣、児童・生徒の工房訪問のコーディネート、成果発表会の開催支援などを実施します。

(2) 伝統産業製品の生活回帰、定着の促進に関する取組

ア 「匠」ふれあい事業

伝統産業への関心喚起、理解促進を図るため、京都市内外の国際会議、イベント等に、主催者からの依頼に応じて、伝統産業に従事する職人を派遣し、制作実演などを実施します。

イ 他ジャンル、時事問題とコラボした周知・啓発事業

伝統産業が今日的なニーズや課題に対応し、人々の生活に入り込み、定着することを促進するため、文化・観光分野のコンテンツやSDGsなどの時事問題とコラボレーションした展示、ワークショップなどを行います。

(3) 作り手等が行う伝統産業活性化の取組支援に関する取組

ア 課題等解決支援業務

伝統産業の生産組合や職人の抱える課題、困りごとなどについて、相談受付、情報提供、意見交換、活動機会の提供などを通じて、その解決に向けた支援を行います。

イ 作り手が行うイベント・展示会等支援

生産組合等がMOCA Dギャラリー等で行うイベントや展示会などの活動を支援するため、会場等関係部署との調整、財団保有の展示什器等の貸与などを実施します。

2 京都市勧業館常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）の展示等事業

令和3年度から京都市勧業館常設展示場（京都伝統産業ミュージアム）の施設の管理・運営業務は京都市勧業館指定管理者が行っていますが、伝統産業の生産組合等との繋がりを基礎とした当財団として、各生産組合等と連携しながら、作品の展示や解説、観覧の誘導などに協力するなど、引き続き、ミュージアムでの展示等事業に関わってまいります。

3 伝統産業製品の提供事業

京都伝統産業ミュージアムの施設の管理・運営業務の指定管理者への移管を機に、同指定管理者が新たにオンラインショップの運営を始めたことなどを踏まえ、当財団として、令和3年中にオンラインショップの運営から撤退するなど、伝統産業製品の提供事業の縮小・見合わせしてまいりました。令和7年度についても、伝統産業製品の提供事業は、見合わせを原則とします。